

第7号様式（京都府地球温暖化対策条例施行規則第23条関係）

第1号様式（京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例施行規則第3条関係）

特定建築物排出量削減計画書 兼 特定建築物再生可能エネルギー導入計画書

(宛先) 京都府知事	令和 8年 1月 27日
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 530-8448 大阪市北区梅田3丁目1番3号	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 伊藤忠商事株式会社 建設第一部長 高村 俊哉

工 事 の 種 別	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築			
工 事 着 工 予 定 年 月 日	2026年 3月 1日			
工 事 完 了 予 定 年 月 日	2028年 7月 30日			
特定建築物 の 概 要	名 称	京都アリーナ（仮称）整備・運営等事業		
	所 在 地	京都府向日市寺戸町西ノ段4番3、5番、9番1、9番8、13番2、19番1、20番1、20番5、寺戸町中野21番、22番、23番1、24番1、24番2、25番、26番、寺戸町天狗塚1番、2番、3番、4番、5番1、6番、7番、8番、9番1、市有地、国有地		
	構 造	鉄骨造	階 数	地上 5階地下 階
	敷 地 面 積	57422.66 平方メートル	高 さ	30.59 メートル
	建 築 面 積	13771.98 平方メートル	床 面 積 の 合 計 (増築部分の床面積)	27599.22 平方メートル (平方メートル)
	用途別の床面積	住 宅	平方メートル	
		ホ テ ル 等	平方メートル	
		病 院 等	平方メートル	
		物品販売業を営む店舗等	平方メートル	
		事 務 所 等	平方メートル	
学 校 等		平方メートル		
飲 食 店 等		平方メートル		
集 会 所 等		27599.22 平方メートル		
工 場 等	平方メートル			

特定建築物の環境の保全についての配慮に係る 性能に関する評価結果	サステナビリティランキングA BEE = A 1.5
-------------------------------------	-------------------------------

第7号様式（京都府地球温暖化対策条例施行規則第23条関係）

府内産木材等の使用	府内産木材等の種類と使用量	①第11条の2第1号ア該当木材等 ②第11条の2第1号イ該当木材等 ③第11条の2第2号該当木材等 ④第11条の2第3号該当木材等 府内産木材等の使用量の合計量 (①+②+③+④)	0立方メートル 立方メートル 立方メートル 立方メートル 0立方メートル
	使用する用途		
	府内産木材等の使用基準量		0立方メートル
	当該建築物における木材の使用量の合計量		0立方メートル
	木材が使用可能な居室の合計面積		0立方メートル
温室効果ガスの排出の量の削減を図るために実施しようとする措置		概	要
レ	外壁、屋根又は床の断熱	外壁：ロックウール、グラスウール 屋根：グラスウール、ポリスチレンフォーム 床：ウレタンフォーム、ポリスチレンフォーム	
レ	窓の断熱又は日射の遮蔽	ブラインドの設置	
レ	エネルギー消費効率の高い設備の導入	LED照明	
レ	環境への負荷が少ない材料の利用	再生クラッシュラン、再生材タイルカーペット、再生石膏ボード	
レ	節水型設備の設置	節水型器具	
□	雨水、雑排水等の利用		
レ	耐用年数が高い材料及び設備の利用	構造体は官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説 令和3年版における分類のI類とし耐震性を向上	
レ	建築物の維持管理の容易性に対する配慮	間仕切りはLGS間仕切り（乾式壁）を採用	
□	電気自動車等の充電設備の導入		
□	ノンフロン製品又は地球温暖化係数の小さい冷媒を使用した製品の利用		
□	宅配ボックス等、再配達削減に資する設備の設置		
レ	緑化の実施	京都府地球温暖化対策条例における建築物緑化を実施	
□	その他		

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 「府内産木材等の使用基準量」欄には、第22条第3項の規定により算出した数値を記入してください。

3 この計画書には、次の書類を添付してください。

- (1) CASBEE-建築（新築）による評価結果
- (2) CASBEEで高得点（4点又は5点）を付けた場合、その具体策を図面等で明示した資料
- (3) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に添付する「各種計算書」の写し又は建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の届出書若しくは通知書の写し
- (4) 当該建築物に係る付近見取図、配置図、床面積求積図、各階平面図、断面図、立面図等
- (5) 府内産木材等の使用基準量の算出の根拠となる資料（府内産木材等使用基準量算出シート）
- (6) 温室効果ガスの排出の量の削減を図るために実施しようとする措置の内容が分かる資料又は図面

第1号様式（京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例施行規則第3条関係）

	再生可能エネルギーを利用するための設備の種類	年間で利用可能な再生可能エネルギーの量
再エネ設備の 導 入	①太陽光	517089 メガジュール
	②風力	メガジュール
	③水力	メガジュール
	④地熱	メガジュール
	⑤太陽熱	メガジュール
	⑥バイオマス	メガジュール
	⑦その他（ ）	メガジュール
	再生可能エネルギーの利用量の合計量 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)	517089 メガジュール
	導入すべき再エネ設備の基準値	450000 メガジュール
	効率的利用 設備の導入	再生可能エネルギーを効率的又は 自立的に利用するための設備
<input checked="" type="checkbox"/> 蓄電池		制御弁式据置鉛蓄電池
<input type="checkbox"/> エネルギーマネジメントシステム		
<input type="checkbox"/> その他		

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 「導入すべき再エネ設備の基準値」欄には、京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例施行規則第3条第2項の規定により算出した数値を記入してください。

3 この計画書には、次に掲げる事項が分かる書類を添付してください。

- (1) 導入する再エネ設備又は効率的利用設備（効率的利用設備を導入する場合に限る。）の内容
- (2) 導入すべき再エネ設備の基準値の算出根拠